

## [4] 堺市への要請内容と回答

2007年11月2日

堺市長  
木原 敬介 様

日本労働組合総連合会大阪府連合会  
会長 伊東 文生  
大阪南地域協議会  
議長 鎌倉 幸信  
堺地区協議会  
議長 一瀬 幹雄

### 「2008年度政策・予算」に対する要請

貴職の日頃よりの府民生活の向上にむけた行政・施策の推進に敬意を表します。

さて、私ども連合大阪としまして、次のとおり「2008年 政策・予算に対する要請」をまとめましたので、要請いたします。

要請にあたっての基本的な考え方は、以下の4つです。

まず、いざなぎ景気を超え長期の景気回復を続けていると言われ、失業率や求人倍率など改善に広がりが見られます。しかし、大阪府の失業率は全国平均（3.8%）と比べると5.3%と高止まりの状況です。また、有効求人倍率は1.27倍と3年連続で1倍を超えていますが、問題はその内容にあります。安定した労働条件、継続的な雇用などいわゆる「良質な雇用」という観点から見れば依然として厳しく、雇用格差が拡大し、雇用情勢は継続的な課題と実感しているところです。

二点目は、府域における雇用の状況は、地域経済・産業の再生、中小企業の活性化と密接に関係しており、そのためにも「大阪産業・成長新戦略」の具体的な取り組みが、雇用の確保・拡大のカギを握る最も重要な課題であるとの認識です。

三点目は、私たち働く者のセーフティネットであるべき年金・医療・介護・福祉などの社会保障制度が、将来も含め安心と信頼のもてる制度となっていないことに大きな危惧と不安を感じているところです。国に対して社会保障全体の抜本的な見直しを要請していただくとともに、大阪府においても、生涯にわたるセーフティネットを地域に張り巡らせ、勤労者・府民の老後も含め安心して元気に暮らせる街づくりにむけた、より具体的な施策の強化が求められています。

四点目は、「子どもの安全確保」をはじめとする大阪府域住民にとっての安全・安心の施策充実と、保育・教育をはじめ、若年世代も含めた次代の大阪を担う「次世代」育成にむけた具体的な取り組みの強化、さらには次世代へ引き継ぐ「大阪の地」の環境を豊かで暮らしやすいものにより充実させることが必要です。

こうした考え方を基本に、大きくは10の項目にわたり全部で43点の要請を行っております。これらの趣旨を十分におくみとりいただきながら、「元気で住みやすい・安心と安全の街づくり」をめざす要請内容の実現にむけての真摯な検討をお願いするものです。

## 1. 雇用・労働施策

- (1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台に向け、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して、最大限取り組みを講ずること。
- (2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。
- (3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。
- (4) 「フリーター・ニート」などの就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。
- (5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

[回答]

- (1) 景気の緩やかな回復に伴い、雇用情勢も改善傾向にありますが、大阪府の完全失業率は7月～9月の3ヶ月平均で5.7%となるなど、なお雇用情勢に厳しさが見られます。  
このような状況のもと、本市では、中高年齢者や障害者・母子家庭の母親等、就職困難者の雇用・就労を促進するための「地域就労支援事業」や若者の就労支援のための「ヤングJOBステーション事業」など、大阪府やハローワークさかいをはじめ地域の関係機関と連携し、雇用の創出にむけた各種取り組みを進めているところです。  
今後さらに、企業誘致や地元中小企業の振興と一体となって、地域経済の発展と雇用機会の拡大にむけて積極的に取り組んでまいります。(産業振興局 商工部 労働課)
- (2) 中小企業が新たな技術やサービスを開発し、国際競争力を高め、新たなビジネスの創出や取り引きの拡大などにより地域経済を活性化することが雇用の促進につながるものと認識しております。本市では、大阪府と連携し、ものづくり産業の国際競争力を強化するため、基盤技術専門の技術巡回アドバイザーを配置し、市内のものづくりを担う中小企業を巡回し、技術相談や研究機関とのマッチングを支援しております。  
また、市内の中小企業者等が大学及び公的試験研究機関等と連携して行う新製品や新技術の開発を助成しておりますが、特に成長分野枠を設けて重点的に支援し、中小企業の競争力強化を図っております。(産業振興局 商工部 ものづくり支援課)
- (3) 持続的な経済発展を実現するためには、優秀な人材の確保・育成が必要です。また、正規での安定的な雇用の促進は、労働者にとって、職務経験を積み重ね技能・技術を向上させることができ、企業にとっても長期的な視点に立った計画的な人材の採用・育成を図っていく

ことができます。

本市では、雇用機会の拡大や正規雇用の促進にむけ企業等に働きかけるとともに、職業能力の開発や職場定着支援に積極的に取り組んでまいります。（産業振興局 商工部 労働課）

- (4) 「大阪府若者サポートステーション」は、地方自治体の主導による若者自立支援ネットワークを構築し、これを活用した若者の職業的自立支援の取り組みを促進するため、国と大阪府が設置しているもので、本市としましても平成18年9月の開所以来、周知・広報に努めてきました。

また、本市では独自事業として、若者の就労を支援するための「ヤングJOBステーション事業」を実施するとともに、総合若者自立塾「室生館」との共催による若者の自立のための無料相談会を実施するなど、フリーターやニートの就職や職業的自立へのサポートを実施しています。

今後とも、引き続き「大阪府若者サポートステーション」の情報提供を行うとともに、フリーターやニートの若者の就職が促進するよう各種支援に取り組んでまいります。

（産業振興局 商工部 労働課）

- (5) 景気の回復に伴い完全失業率が緩やかな低下傾向にあり、また、大阪府の有効求人倍率が1倍を超えるなど、雇用情勢は改善傾向にあります。しかし、非正規雇用の増加・長時間労働・賃金格差・職場におけるストレスの広がりなど、多くの課題が残されています。

本市としましては、堺労働基準監督署やハローワークさかい・大阪府をはじめ地域の関係機関等との連携を図りながら、雇用・労働行政の強化に努めてまいります。

（産業振興局 商工部 労働課）

## 2. 経済・中小企業施策

- (1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。
- (2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

〔回答〕

(1) 中小企業の総合支援機関として、「堺市産業振興センター」を設置し、企業の販路開拓やビジネスをつなぐマッチングコーディネーターや技術の高度化を図るための技術アドバイザーの企業巡回、総合的支援をプロデュースするプロジェクトマネジャーなど優秀な民間人材を配置し、中小企業の様々な課題に対応した総合的支援を実施しております。

特に、中小企業の人材を育成するため、現場技術者を対象とした技術セミナーや経営に関する知識を学ぶ経営管理セミナー、第二創業セミナーなどを実施するとともに、特許情報コーナーを設置し、特許相談や特許に関するセミナーを開催し、中小企業の経営者や社員の資質・技術の向上に努めています。

(産業振興局 商工部 ものづくり支援課)

(2) 「大阪産業・成長新戦略」の策定にあたっては、産業拠点都市「堺」として、大阪経済の牽引者としての重要な役割を担っているとの認識のもと、本市産業振興局長が検討委員会の常任委員として参画し、大阪産業の今後の進むべき方向性について議論を重ねてきたところです。同戦略は、大阪がアジアのゲートウェイとして輝きを増し、わが国経済の発展のリーダーとなることをめざして、大阪産業の今後の方向性について示しているものです。

本市においても、企業投資の促進をはじめ、既存企業の高度化促進・創業支援等、アジアを中心とした海外経済交流を促進し、雇用の維持・拡大にむけて取り組んでまいります。

(産業振興局 産業政策部 企画総務担当)

### 3. 行財政改革施策

- (1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にC S R行政運営を構築すること。
- (2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

〔回答〕

(1) 本市におきましては、これまでも市長を先頭に全庁一丸となって行財政改革に取り組んでいます。特に市役所の業務運営については、民間企業の良いところを取り入れながら、民間活力の活用を図りつつ業務プロセスの改革に努めているところです。

また、業務の執行が法令に違反することなく円滑に行えるよう職員の意識付けを行うなど、コンプライアンスの確保にも努めてまいります。 (総務局 経営監理室 行革推進担当)

(2) 行財政改革の進行状況や外部状況の変化にあわせて適宜改定を行いながら「新行財政改革計画」の取り組みを推進し、財政の健全化を図ってまいります。 (財政局 財政部 財政課)

#### 4. 福祉・介護・医療・障害者施策

- (1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。
- (2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。
- (3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。
- (4) 高齢・退職者の生きがいがづくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。
- (5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方に基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。
- (6) 障害福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく、きめ細やかな負担軽減措置を行うこと。さらに、大阪府独自でも障害者の自立支援と社会参加促進の観点から十分な財政措置を行うなど、利用者の実情に応じた適切な福祉施策を構築すること。
- (7) 厚生労働省の発表するH I V感染者・A I D S患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

[回答]

(1) 小児科の医療体制の充実につきましては、小児科医が不足している現状において、医師の安定的な確保等の面から非常に困難な状況になっています。

本市における休日・夜間の小児の初期救急医療については、休日の昼間は宿院・泉北の各急病診療センターで実施しています。夜間については、泉北急病診療センターにおいて午後9時から翌日午前5時の時間帯において年間を通じて実施しています。また北部地域では、市内2ヶ所の民間医療機関の協力を得て、午前0時までの小児科の夜間急病診療体制を確保しています。小児の二次救急医療については、市内4ヶ所の医療機関と市立堺病院の5病院において、毎日24時間手術・入院にも対応できる体制の確保に努めています。

今後とも小児科医の増員・養成のための施策の実施など、国・大阪府に対して要望するとともに、小児急病診療体制の確保に努めてまいります。

本市における産婦人科の二次救急医療については、市内2ヶ所の医療機関と市立堺病院の3病院において、年間を通じ毎日24時間手術・入院にも対応できる体制の確保に努めています。しかしながら、産婦人科医についても不足している現状において、医師確保にむけた総合的な対応及び地域医療連携体制の構築について、大阪府等関係機関と連携を図りながら模

索してまいります。

(健康福祉局 健康部 保健所 医療対策課)

(2) 介護サービス情報公表については、当該事業者から情報提供されるべきものでありますが、市としても「高齢者保健福祉ガイドブック」「堺市ホームページ」等にて情報提供を行っています。昨年度より介護サービス情報の公表が制度化され、大阪府におきましても「大阪府介護サービス情報公表センター」のホームページにて、介護サービス情報は公開されています。

介護保険制度では、要介護認定や保険料等に対して不服がある場合は、大阪府に設置される「介護保険審査会」に不服申立てができます。また、サービス事業者についての苦情は「国民健康保険団体連合会」が受け付けることになっています。本市の窓口においても、これらの申立てに際して便宜を図るとともに、相談をお受けするようにしております。本市では、介護相談員が施設に赴いて利用者の相談に応じ、利用者と事業者の橋渡し等を行う介護相談員派遣事業を平成12年度より実施し、その事業の充実に努めております。

(健康福祉局 福祉推進部 介護保険課)

(3) 地域包括支援センターでは、民生委員・ケアマネジャー・在宅介護支援センター・地域福祉課・保健センター・社会福祉協議会等と連携をとって活動しており、地域の人材・組織を活用したネットワークの構築をめざしております。

また、運営協議会には3名の被保険者代表に委員としてご参加いただいております。

(健康福祉局 福祉推進部 高齢福祉課)

(4) 本市においては、市や社会福祉協議会・NPO法人などが協働で組織する堺市セカンドステージ応援団運営協議会が、団塊世代やすでに退職した方がいきいきと豊かなセカンドステージを迎え地域社会で生きがいをもって活動できることを応援し、介護予防につなげることを目的として、地域活動や市民活動の情報提供、活動のきっかけとなる講座の開催、当事者のグループ化支援や仲間づくりのための場や機会の提供を行っています。

高齢者福祉につきましては、高齢者の生きがいづくりや社会参加活動の支援を目的として、高齢者のグループが生きがいづくりと就労を結びつけた事業を実施する際に補助を行っております。対象は構成員（原則10人以上）の過半数が本市に住所を有する60歳以上の高齢者で組織されている団体とし、事業に要する経費のうちグループの事務所または活動場所の改修経費及び設備・備品の購入費を100万円を限度として補助しております。平成13年度から始まった本事業の補助を受け、平成18年度までに2団体ずつ発足しており（計12団体）、今後も継続して支援を行ってまいります。

また、健康で働く意欲のある高齢者が就労を通じ生きがいを見出し充実した老後を送れるよう、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき全国的にシルバー人材センターが組織されております。(社)堺市シルバー人材センターでは、定年退職後等に就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に、臨時的・短期的または軽易な仕事を家庭・民間事業所・公共団体などから引き受け、希望や能力に応じて会員に提供しており、その就業人員・契約件数とも年々増加しております。

今後とも、全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手団派遣などをはじめとする高齢者

の活躍の場を広げる各種高齢者施策を進め、高齢者福祉の向上に努めてまいります。

(健康福祉局 健康福祉政策課、福祉推進部 高齢福祉課)

- (5) 本市におきましては、堺商工会議所・堺市美原商工会等で構成する堺雇用推進協議会のもと、ハローワークさかいと連携し、雇用開拓事業や合同就職面接会等を実施しています。

また、中高年齢者をはじめ、障害者や母子家庭の母親等の就職困難者の就労・自立を支援するため、庁内関係課及び堺市就労支援協会、堺市障害者就業・生活支援センター等と連携を図り、各種の就労支援施策に取り組んでいるところです。

今後とも、就職困難者等の就労・自立につながるよう、積極的に就労支援に取り組んでまいります。

(産業振興局 商工部 労働課)

- (6) 障害福祉サービスに係る利用者負担については、国における特別対策事業による負担軽減措置が講じられており、市独自の軽減策は現在のところ考えておりませんが、今後もサービスの利用を抑制することにならないよう、また適切な負担軽減措置を講じるよう、18大都市主管課長会議等を通じて国に要望しております。

また、障害者の自立と社会参加を進めるため、実情に応じた福祉施策の構築に努めてまいります。

(健康福祉局 福祉推進部 障害福祉課)

- (7) HIV感染対策と感染予防のための啓発の取り組みについて、各保健センターでは、啓発リーフレットを配架し、随時電話・面接相談を行っています。

また、12月1日の世界エイズデーを中心とした1週間をエイズ予防週間と定め、大阪府・大阪市・東大阪市・高槻市と共同でエイズ予防週間実行委員会を設置し、エイズに関する正しい知識の普及、感染の予防、患者・感染者への偏見・差別の解消を図ることを目的としてエイズ予防キャンペーンを実施しています。

HIVの検査については、各保健センターでは一般健康相談日に無料でHIV抗体検査を実施しています(ちぬが丘保健センター・美原保健センターは月1回、他の保健センターは月2回、夜間検査は全体で年2回)。なお、平成19年度より保健所において、隔月でHIV即日抗体検査を実施し早期発見・早期治療につなげるため、検査の利便性を高め、検査機会の拡大を図っています。今後とも、関係機関と連携し、HIV感染対策と感染予防のため取り組んでまいります。

(健康福祉局 健康部 保健所 医療対策課)

## 5. 子ども・教育施策

- (1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。
- (2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。
- (3) 早期に少人数（30人）学級が実現できるよう国に積極的に働きかけるとともに、当面、すべての小学校全学年での35人学級を実現すること。
- (4) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。
- (5) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会(すこやかネット)」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり（子ども110番など）の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。
- (6) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないように、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。
- (7) 今、「学力不足」等が言われているが、「学力」＝「生きる力」という視点に立ち、人として生きる、生かされる力（キャリア教育、平和・人権教育、環境・農業・資源への関心等）を醸成する教育を推進すること。特に、職業観・勤労観を育む教育を推進するため、小学校から高等学校まで、子どもの成長段階に応じたキャリア教育や労働法などのワークルールを系統的に学べる体制を整備すること。
- (8) 2008年4月1日から施行される改正児童虐待防止法に対応し、児童相談所の機能の強化と、そのために必要な人員の確保と養成を行うこと。事業の拡充に必要な予算の確保を行うとともに、改正児童虐待防止法の目的に新たに明記された、子どもの権利擁護のためのオンブズパーソン制度など、2006年度に（新たに）制定された「大阪府子ども条例」の趣旨も踏まえ「子どもの権利擁護システム」を確立すること。

〔回答〕

- |   |
|---|
| <p>(1) 病児・病後児保育及びファミリー・サポート・センター事業をはじめとする地域での子育て支援施策につきましては、「さかい子どもいきいきプラン」に基づき総合的・計画的に推進するとともに、現在各区域単位で子育て支援に関わる団体等により構築されています子育て支援ネットワークのさらなる充実により、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課)</p> |
|---|

年末年始を含む休日保育事業につきましては、平成18年10月から民間保育所で現在までに市内2ヶ所で開催しております。また、夜間保育事業につきましては夜間保育所1ヶ所を開設し、延長保育事業につきましては全公立・民間保育所で実施しております。

今後とも、次世代育成支援対策推進法に基づく本市行動計画に沿って総合的・計画的に展開してまいります。  
(子ども青少年局 子育て支援部 保育課)

- (2) 保育所の職員配置につきましては、国の配置基準に基づき、入所児童に良好な保育環境を確保しております。また、配置されている職員の雇用形態や勤務条件については差異がありますが、適正な保育の実施に努めているところです。

人材育成につきましては、公立・民間保育所でそれぞれ研修を行うとともに、合同による研修も実施しており、保育従事者としての資質の向上に努めています。

(子ども青少年局 子育て支援部 保育課)

- (3) 1学級40人の学級編制基準と異なる学級編制について回答します。平成16年～19年において、1・2年生について次のとおり学級編制が行われてきました。

平成16年度は、1年生で38人の学級編制基準により編制され、平成17年は、1・2年生で38人の学級編制、平成18年度には1年生が35人学級、2年生が38人学級となり、平成19年度には1・2年生とも35人学級になり、1年生で32クラス、2年生で19クラス、計43クラスが適用されました。

また、1学級40人の学級編制基準を設けておりますが、1学級の平均児童生徒数が35人を超え、教育上特別の配慮を必要とする学校における特定の学年において少人数学級での指導が必要と判断する場合には、学校運営上及び教育上など総合的な判断のもと、その学校の教職員の定数内で、大阪府教育委員会が定める学級編制基準（1学級40人）と異なる学級編制（「弾力的運用」という）を行うことが可能となっております。現在、堺市立の学校においても小学校で6校（昨年は16校）、中学校で6校（同4校）が学校の教職員定数内で弾力的運用を実施しています。

このような動きのなか、本市においても、大阪府教育委員会に学校教育の充実を図るための学級編制基準の改善・教職員の配置を引き続き強く要望してまいります。

(教育委員会事務局 総務部 教職員課)

- (4) 本市では、平成9年度より放課後等における児童の健全育成と子育て支援を目的に、小学校1年生から6年生までの全児童を対象として、放課後児童対策事業「のびのびルーム」を実施しております。

また、平成18年度から放課後を有意義に過ごすため、また子どもたちの夢を育むための教育的機能をもつ「放課後ルーム研究校事業」を実施しています。事業概要としましては、小学4年生～6年生の児童を対象に小学校施設を共用し、企業や地域による学習・スポーツ活動などを行っています。

なお平成20年度から、放課後ルーム実施校においては、低学年は「のびのびルーム」、高学年は「放課後ルーム」として、より一層放課後における事業の円滑な推進に努めてまいります。  
(教育委員会事務局 生涯学習部 放課後子ども支援課)

- (5) 大阪府では、平成13年度～17年度の5年間、地域教育協議会（本市においては中学校区青少年健全育成協議会）の推進役などを養成することを目的に、「地域コーディネーター養成

事業」を実施し、地域の教育力の向上を図るため、青少年に関わる課題に取り組む知識やスキルを学べる講座が開講されていました。本市でも102名の方が講座を修了され、現在、各中学校区青少年健全育成協議会で活躍している方もおられます。

本市といたしましては、各中学校区青少年健全育成協議会のご意見もいただきながら、今後も学校園・家庭・地域が協働し、青少年を健全に育成する地域ぐるみの取り組みを通し、子どもの「豊かな心」と「生きる力」を育むため、地域の特性を活かし、さらなる協議会活動の活性化を進めてまいります。（子ども青少年局 子ども青少年育成部 青少年課）

学校施設の利用については、学校教育に支障がないなど一定の条件のもと、体育館・運動場に加えて、小学校では会議室や多目的室・図書室などの開放を実施しております。これは校区住民で組織するおおむね10人以上のグループが、各校区の施設開放運営委員会を通じて教育委員会に登録申請のうえ、土日・祝日に子どもの健全育成や生涯学習・スポーツ活動の場として小学校の施設を利用するというものです。

（教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習課）

- (6) 奨学金制度等の周知等につきましては、今後とも関係機関との連携に努めてまいります。また、就学援助につきましては、制度が安定的に維持継続できるよう努めてまいります。

（教育委員会事務局 学校管理部 学務課）

- (7) 子どもたちの学ぶ意欲、働くことや職業についての関心、規範意識や体力などの低下が指摘され、ニートやフリーターの増加が社会問題化しているなか、社会的な自立を促し、児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育を推進することが課題となっています。

本市においては、子ども一人ひとりの確かな学力・豊かな心や健やかな身体の育成を図るとともに、中学校全校での職場体験、経済産業省の地域自律・民間活用型教育プロジェクトモデル事業（幼小中合わせて9校が参加）、デザイナーズ・キャリア教育（5小学校で実施）を推進しています。また、外部人材を活用した実践にも多くの学校が取り組んでおり、今後も小学校段階からの計画的・継続的な「キャリア教育」を一層充実させていきたいと考えています。

さらに、学校園・家庭・地域の協働とそれぞれの機能の強化を図り、子どもが社会と豊かに関わる機会を増やすことで、社会生活を送るうえで最低限の規範意識や主体的に学ぶ態度を育成しようとしています。（教育委員会事務局 学校教育部 教務担当）

- (8) 改正児童虐待防止法の施行により、子ども相談所の機能強化は必須であると考えております。この度の法改正に伴う児童相談所の体制整備に係る予算ならびに人的措置を国に要求するとともに、今後とも職員の適正配置及び職員の育成に努めてまいります。

また、改正児童虐待防止法及び「大阪府子ども条例」の趣旨を踏まえ、児童虐待をはじめとする種々の暴力等から子どもたちを守るための施策を進めてまいります。

（子ども青少年局 子育て支援部 子ども家庭課・子ども相談所 家庭支援担当）

## 6. 平和・人権施策

- (1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

〔回答〕

- (1) 人権相談は、適切な助言等を通じて人権侵害の発生や拡大を防止し、当事者による紛争解決を促進する等、それ自体が有効な救済手法であるとの考えのもと、市民が解決方策について相談できる身近な窓口として、各区役所・人権ふれあいセンターに人権相談窓口を設置し、相談体制の充実を図っています。

大阪府では、平成19年度より府民の人権相談の円滑な解決と人権侵害の予防や救済を図る役割を担う「人権擁護士（人権ケースワーカー）」の養成事業を開始しました。本市からもこの事業に職員を派遣し、相談内容の的確な調査・分析、相談者へのカウンセリング等の役割を担い、人権相談員のサポートも含めて相談に対応できる人材を養成することにより、人権相談事業の強化に努めているところです。

また、本市では社会的マイノリティを含む様々な人権の課題に対して、憲法週間・人権週間での啓発活動や平和と人権展の開催等の取り組みを実施しています。今後とも、より効果的な啓発に努めてまいります。

（市民人権局 人権部 指導課）

## 7. 男女共同参画施策

- (1) 男女共同参画行動計画を着実に推進すること、及び審議会・委員会等への女性参画について国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している審議会では、次の目標として40%をめざすこと。
- (2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。
- (3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。
- (4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

〔回答〕

- (1) 本市では、平成14年2月に男女共同参画基本法に基づく基本計画として、「第3期さかい男女共同参画プラン」を策定しております。昨年度はこのプランの中間年度にあたり、社会情勢の変化やこれまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、目標年度により実効性を高めるべく、当プランを改定しました。今後も男女平等社会の実現にむけて、当改定プランの推進に努めてまいります。

また政策・方針決定過程への女性の参画促進については、「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」第13条、及び「自由都市・堺 ルネサンス計画」において、審議会等の女性委員の比率を4割に高めるとしております。平成19年4月現在の審議会の女性委員比率は32.2%であり、今後も目標の40%達成にむけて努めてまいります。

（市民人権局 男女共同参画推進課）

- (2) 本市では、平成14年4月から「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」を施行しております。今後も男女平等社会の実現にむけて、本条例を積極的に推進してまいります。

（市民人権局 男女共同参画推進課）

- (3) 本市では、ドメスティック・バイオレンスの相談窓口として各区役所に女性相談員を配置し、日常生活において女性が抱える様々な相談を受けています。「広報さかい」や市ホームページでも案内しておりますが、女性相談員による相談は祝日を除く月・火・水・金の午前9時から午後4時に行っています。

女性相談には専門的な知識と技術を必要とするため、相談員は国や府などが開催する研修会等に積極的に参加するとともに、近畿ブロックをはじめ全国の婦人相談員との情報交換を行っております。特に大阪府の婦人相談員とは連絡を密にして、ドメスティック・バイオレンスに関する協力体制を整えており、引き続き被害者の支援にあたってまいります。

（子ども青少年局 子育て支援部 子ども家庭課）

男女雇用機会均等法第11条では事業主に対して、職場におけるセクシュアル・ハラスメン

ト対策として雇用管理上必要な措置を講ずることを義務付けています。また、厚生労働大臣の指針によると、事業主が講ずべき事項として、職場におけるセクシュアル・ハラスメントがあってはならないという事業主の方針の明確化とその周知・啓発、相談や苦情に適切に対応するための相談窓口の整備、セクシュアル・ハラスメントが発生した場合の迅速かつ適切な対応などが定められています。

本市では、労働相談を実施し、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを含めた労働に係る各種問題や疑問に対し助言・情報提供を行うとともに、労働情報誌や市ホームページ等各種広報媒体を活用し、周知・啓発に努めています。今後とも、大阪労働局や大阪府等の関係機関・団体等と協力し、周知・広報を進めてまいります。（産業振興局 商工部 労働課）

(4) 男性も女性も共に仕事と生活の調和を図り家庭において役割や責任を果たすためには、雇用の場における平等を進めるほか、労働時間制度を中心とした環境の整備、男性の意識改革も含めた働き方の見直し等、多岐にわたる取り組みが必要です。また、企業にとって従業員の仕事と子育ての両立を支援することは、人材定着・確保、就業意欲向上などプラスに寄与すると言われてしています。

本市では、労働情報誌や市ホームページ等を活用し、次世代育成支援対策について啓発を行っています。また、平成19年11月16日に堺地区勤労者福祉協議会・大阪府との共催による「ワーク・ライフ・バランスを考える集い」を開催しました。

今後も、大阪労働局や大阪府などの関係機関や労働団体をはじめとした各種団体等と協力し、男性の育児休業取得の促進を含めた仕事と生活の調和が図れるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及促進に取り組んでまいります。（産業振興局 商工部 労働課）

本市では、「さかい子どもいきいきプラン」に基づき、男性の育児休業取得の促進を含めたワーク・ライフ・バランスの啓発を行っておりますが、今後も、国や大阪府等の関係機関と協力し、次世代育成支援対策に取り組んでまいります。

（子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課）

## 8. 環境施策

- (1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。
- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。
  - ② 大阪府と連携をし、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。
  - ③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。
- (2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。
- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率（10.5%）を、早期に全国平均並み（19.0%）にするために、リサイクル推進のための施策を講ずること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。
  - ② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。
- (3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

〔回答〕

(1)-① 本市における運輸部門（自動車関係）の取り組みについては、大阪府・大阪市・国・運輸業界等で構成する「大阪自動車環境対策推進会議」に参画し、「大阪エコドライブ推進方針」に沿って、市民・事業者に対してリーフレット・ポスター等による啓発やエコドライブ推進キャンペーンの実施に取り組んでいます。また、エコドライブ講習会開催により実践行動の拡大を図っています。

民生部門（家庭・オフィスなど）の施策については、環境省が策定した中小事業者が取り組みやすい環境マネジメントシステムである「エコアクション21（EA21）」の導入支援を行うとともに、関西の府県・政令市13府県市と経済界で構成する「関西広域機構」の「関西エコオフィス運動」の推進により、環境に配慮したオフィスの拡大を図っています。

また、環境にやさしい生活習慣を推進するため、6～8月・11～1月を「大阪省エネラベルキャンペーン」の重点期間として、省エネ家電製品等の購入・適正利用、グリーン購入等の普及啓発を行い、消費者が省エネ性能を簡単に見分けられるよう、販売店への統一省エネラベル導入の働きかけを大阪府・大阪市・大阪府地球温暖化防止活動推進センター・消費者団体・NPOと協働で行っています。

ご承知のとおり地球温暖化の問題は一自治体が取組みで解決できるものではなく、広域的に各主体が連携し対策を推進していく必要があるため、今後も市民と事業者の協力のもと温室効果ガス削減の取り組みに努めてまいります。

(環境局 環境共生部 環境活動推進課)

- (1)-② 本市においても、現在ヒートアイランド対策指針を作成しており、①人工排熱の低減、②建物・地表面の高温化抑制、③樹木や水面などの冷却作用の利活用を基本方針として、環境負荷を少なくし快適に暮らせる都市空間づくりを進めています。その取り組みのひとつとして、花と緑があふれる街づくりをめざし、本市特有の環境である古墳群の保全とその周辺の整備を進め、大仙公園の「平成の森づくり」に見られる市民協働による緑化を創出する公園づくりを支援します。

また、堺第7-3区の「共生の森」づくりを大阪府・NPO・企業等と協力して取り組み、大規模緑地を創造し、“人と自然が共生するエリア”による“美しいみどりの玄関口”を蘇らせるなどのヒートアイランド緩和効果を拡大する対策を推進します。

(環境局 環境共生部 環境活動推進課)

- (1)-③ 地球温暖化防止の啓発として、職員に対し市内LANを利用して「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」を広報し、率先して環境に配慮した行動を実践するよう呼びかけています。また、エコライフアンケートの実施や環境家計簿の普及による市民への啓発を促進し、事業者に対してもチラシ・パンフレットにより気軽にできるエコオフィス・エコアクションを呼びかけています。

アイドリングストップは、エコドライブの重点項目のひとつであり、「クリーブ現象を利用したふんわりアクセル」「アクセルを一定にした運転」「早めのアクセルオフによるフューエルカット」との組み合わせにより、一層の二酸化炭素排出量の削減効果が期待されます。今後も大気汚染や地球温暖化を防止するため、様々なイベントを通じての啓発活動に加え、広報紙や市ホームページにより広く市民・事業者に協力を呼びかけていきます。

(環境局 環境共生部 環境活動推進課)

- (2)-① 本市では、生活ごみ収集、粗大ごみ収集、缶・びんの資源ごみ収集の4品目の分別を行っております。また、新聞・雑誌・ダンボール・古布・紙パックなどは、地域の子ども会や自治会において集団回収を実施しています。さらに、ペットボトルにつきましては、スーパーなどの協力により回収ボックスを店頭を設置し拠点回収を実施しており、昨年度のリサイクル率は13.7%となっています。

平成18年3月に定めた「一般廃棄物処理基本計画」において平成27年度を目標年度として、リサイクル率28%の達成をめざしごみの減量化・資源化を進めており、その達成には新たな分別・回収システムの導入が必要となります。昨年度9月に出された堺市廃棄物減量等推進審議会の「循環型社会構築にむけた一般廃棄物(ごみ)の減量化について」の答申を踏まえ、その他プラスチック類等の新たな資源化物の分別収集の拡大の早期実施にむけ、検討してまいります。

(環境局 環境事業企画課)

- (2)-② 本市では、道路・河川などの公共施設へのごみの不法投棄を防止するため、昼間パトロールはもとより夜間にもパトロールを実施しています。

また、投棄常習箇所では監視カメラによる24時間監視を行うなど、監視体制の強化にも

努めております。しかし、残念ながらごみの不法投棄が後を絶ちません。

今後も、不法投棄防止啓発看板の設置を進めるとともに、地域自治会や所轄警察署と連携し不法投棄の防止に努めてまいります。  
(環境局 北部環境事業推進センター)

(3) 大阪湾や河川の水質汚濁の原因は、その約8割を生活排水が占めています。このため本市では、生活排水対策として公共下水道の整備及び水洗化率の向上に取り組む一方、未工事区域における合併処理浄化槽の普及促進、浄化槽の適正な維持管理指導の徹底を図っているところ です。

また、生活排水対策に関する啓発については、水切り袋の配布や広報紙による啓発等を通じて、家庭でできる生活排水の取り組みを促進するとともに、小学生に対しては水質保全に対する正しい知識が得られるよう、環境教育等を推進しているところ です。

今後も、関係機関と連携しながら、生活排水対策について啓発を進めてまいります。

(環境局 環境共生部 環境共生課)

## 9. 安心・安全の街づくり施策

- (1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。
- (2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが（9.3%から84.1%）、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。
- (3) 公共施設（特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設）にAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）の設置を拡充すること。

〔回答〕

- (1) 現在、災害に強い街づくりを実現するため、東南海・南海地震をはじめとする大規模な災害などに備え、「堺市地域防災計画」に基づき計画的に各種防災対策事業に取り組んでいるところです。国の「地震防災戦略」や府において策定中である大阪府版「地震防災戦略」を踏まえ、本市においても地域特性を活かした「地域目標」を定め、効果的かつ効率的な地震対策を進めてまいります。また、防災会議に参画する防災関係機関とともに積極的に「地域防災計画」の見直しを行い、防災対策の推進に取り組んでまいります。

災害時用の食糧備蓄については、目標数を定め計画的に備蓄を行っていますが、より住民のニーズに合ったものとなるよう府をはじめとする防災関係機関や民間事業者と連携し、その確保体制の強化に取り組んでまいります。

本市では、「地域防災計画」等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、全市で取り組む総合防災訓練や各区域単位で自主防災組織等が主体となった各種訓練を実施しております。今後も、民間事業者や災害時要援護者・女性の参画を含め、より多くの住民の参加を得た実効性のある訓練となるよう努力してまいります。  
(総務局 危機管理室)

- (2) 学校施設は、児童生徒・地域住民にとって重要な施設であり、現在耐震化の促進を図っているところです。なお、耐震化については重要施策であり、その促進にむけ交付金等について国に対し要求を行ってまいります。  
(教育委員会事務局 学校管理部 施設課)

- (3) 本市のスポーツ施設におけるAEDの設置状況につきましては、すべての体育館に設置しており、さらに野球場・テニスコート等の屋外施設につきましても、各施設の管理状況や所在場所を鑑み、順次設置していく予定です。

今後とも、施設利用者の方々のさらなる安全確保に努めてまいります。

(市民人権局 スポーツ部 スポーツ企画課)

## 10. 交通・観光都市などの街づくり施策

- (1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。
- (2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用に使用できるようにすること。
- (3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。
- (4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。
- (5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

〔回答〕

- (1) 本市における遊休農地の活用策としては、農地法や特定農地貸付法に基づき各種市民農園の開設を支援しており、市民の方々が身近に家庭菜園などができる環境づくりに努めています。

今後、農家自ら園主となる街づくり体験農園や農地を所有していない者でも開設できる市民利用型農園に限らず、都市近郊農空間整備事業による遊休農地解消型農園といった新たな市民農園を推進し、都市住民が農と触れ合う機会の拡大にむけ取り組んでまいります。

（産業振興局 農政部 農水産課）

- (2) 荷捌施設整備の取り組みには、行政の物流関係部署・物流事業者・関係団体などの連携と協力が必要であると考えています。対策としては、建物の新築や改築の際に設置を誘導することにより時間をかけてスペースを確保する方法や、商業地内の民有地や近傍の民間駐車場の活用、また、道路空間の活用などが考えられますが、今後の状況により実態を踏まえた対策を検討してまいります。

（建築都市局 都市計画部 交通計画課）

路上違法駐車は、道路管理者である本市としましても道路交通環境の悪化をもたらすことから苦慮いたしておりますが、違法駐車を取り締まりは、交通管理者である大阪府警察本部の所管ですので、所轄の警察署にご相談いただきますようよろしくお願いいたします。なお、本市を管轄する所轄警察署には、本市からもご要望の内容をお伝えいたします。

また、土木部が所管しております市立堺駅前駐車場につきましては、駅前商業施設内の地下駐車場で、施設の形態から駐車可能車両は、乗用車が対象となっております。

（建設局 土木部 土木監理課）

- (3) 本市におきましては、「誰もが移動しやすく安全・快適で活力あるまちづくり」を推進するため、「堺市交通バリアフリー基本構想」を策定しており、平成5年度に鉄道事業者に対する補助制度を設けて、鉄道駅舎のバリアフリー化の促進に努めております。なお、平成18年度に改正を行い、1駅あたりの補助金の上限額の規定をなくすとともに、対象施設を誘導・警告ブロックの敷設や券売機・手すり等における点字表示、列車接近等の情報を文字・

音声で提供する誘導情報案内設備や多機能トイレなども補助対象に含めるなど、制度の拡充を行っております。  
 (建築都市局 都市計画部 交通計画課)

- (4) 近年、自転車に関わる事故等交通安全の観点、あるいは健康や地球温暖化等環境の観点等からも、交通手段としての自転車がクローズアップされております。しかしながら、歩行者と自転車の接触事故の増加は、本市のみならず全国的な課題となっております。

自転車専用レーンの設置ですが、新たに用地買収を行い整備をするには多大な事業費と時間を要するために、困難な状況です。したがって既存の道路空間での再配分の検討を行い、交差点・バス停付近などの空間確保の課題はありますが、自転車道・専用レーンを含め自転車通行環境の確保を検討してまいります。なお、自転車通行環境の整備に関する緊急的な取り組みとして、所轄警察署と連携し、接触事故の多い歩道においてライン処理やポストコーンなどを設置して歩行者と自転車を可能な限り分離するなどの対策を行っております。

また、「歩車分離信号」の拡充につきましては、信号設置は大阪府警察本部の所管となっておりますので、本市を管轄する所轄警察署にご相談いただきますようお願いいたします。なお、本市を管轄する所轄警察署には、本市からもご要望の内容をお伝えいたします。

(建設局 土木部 土木監理課、道路部 道路計画課・道路整備課)

- (5) 本市内のパークアンドライドについては、大阪府と協力して、駅周辺の駐車場の管理者からパークアンドライド駐車場としての利用の申し出を受け、利用促進等の広報活動を行っております。現在、本市内では地下鉄御堂筋線新金岡駅と泉北高速鉄道泉ヶ丘駅、梅・美木多駅、光明池駅の四駅で実施しております。

パークアンドライドは市街地での自動車による環境の悪化を防ぐとともに、交通渋滞や迷惑駐車の解消を図るために有効な手段であると認識しており、今後も既存施設の有効利用の観点からもパークアンドライドを推進してまいります。

(建築都市局 都市計画部 交通計画課)

(社)堺観光コンベンション協会が実施している「観光レンタサイクル」につきましては、平成18年11月から新しい高規格自転車を導入するとともに、平成19年6月には市内3観光案内所(堺東・堺駅・大仙公園)及び自転車博物館サイクルセンターに加え、堺ホテル協会加盟8ホテル(宿泊者のみ対象・乗り捨て不可)を新たな貸し出し拠点とするなど、施策の充実を図っております。

今後も利便性の向上等に努め、快適な自転車の旅を体験していただけるような仕組みを構築してまいります。  
 (産業振興局 観光部 観光企画課)